

平成29年10月17日

弘前市長 葛西 憲之 様

弘前市廃棄物減量等推進審議会
会長 内山 大史



し尿収集運搬（汲み取り）料金の評価について（答申）

平成29年6月29日付け弘環管発第51号により諮問のあった標記事項について、下記のとおり答申します。

記

- 1 し尿収集運搬（汲み取り）料金について、1800当たり2,100円（外税）を基本料金とし、1800を超える場合の超過料金を100当たり116.7円（外税）とすることが適当と考えます。
ただし、仮設トイレの汲み取り等の臨時的に発生する汲み取りについては、前述の料金に加えて汲み取り事業者において定める金額を加算して徴収しても差し支えないものと考えます。
この場合、汲み取り事業者ごとに割りあてられた担当地域以外の汲み取りについても、業務を行う必要があると考えます。
- 2 し尿収集運搬（汲み取り）料金の変更にあたっては、利用者への周知の期間を十分に設ける必要があると考えます。したがって、料金の変更を実施する場合は、平成30年4月1日以降とすることが望ましいと考えます。
また、利用者へのきめ細やかな周知啓発活動に努めるため、汲み取り事業者は、市と連携して周知啓発活動を行う必要があると考えます。

付帯意見

下水道等の普及により、し尿処理量は、将来に亘って減少していくことが明確であります。

したがって、汲み取り事業者は、経営基盤の安定化を図るため収集体制の見直し等による効率化をより一層図っていく必要があると考えます。

以上